改定　避難所開設・運営ガイドライン

背景

・能登半島地震の発生
・国が避難所に関するガイドラインや取組み指針を改定

松本市も避難所開設・運営ガイドラインを改定

主な改定内容

スフィア基準の反映

避難者が健康を維持し、尊厳のある生活を送ることができる環境を目指すための基準

例：１人当たりの居住スペースは最低３．５㎡
　　トイレは５０人に最低１基、男：女＝１：３

避難所運営で配慮すべき点の記載

特に配慮が必要となる点について説明を追加

① 感染症対策　② トイレ対応　③ 女性の視点
④ 要配慮者対応　⑤ 健康管理　⑥ スフィア基準
⑦ ペット対応　⑧ 避難所外避難者対応

活動班の構成を見直し

町会役員の負担軽減および発災時の迅速な組織化を目指すため、８班体制から４班体制に見直し

①　総務・情報班　　②　避難者・施設管理班
③　給食・物資班　　④　救護・衛生班

※地域の実情に合わせ、従来の８班体制も可能

様式集・資料集の修正・追加

一部の様式（避難所状況報告や避難者受付、物資依頼など）を電子化（※試行中）
チラシや掲示物など、災害時にすぐ使用できるものを追加

新規　避難所アクションカード

現状

避難所運営委員会の役員は、町会の役員が兼務で担う場合が多い　　しかし…

・町会役員の負担が大きい
・災害時に避難所に向かえるとは限らない

理想

役員が不在であっても、一部に負担が偏らないよう**避難者が共助で開設・運営**を行うことができる

避難所アクションカードを新たに作成

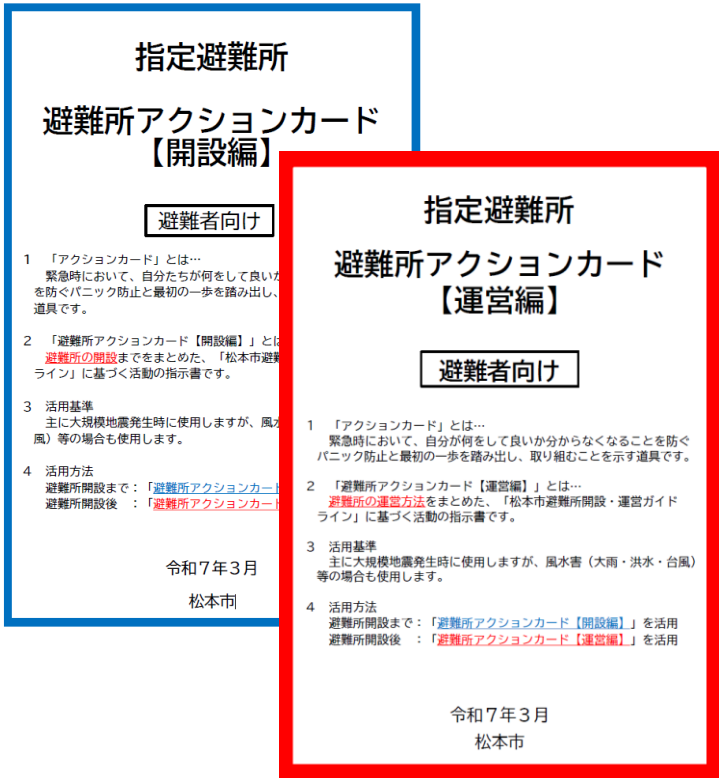

避難所アクションカードとは

避難所の開設・運営の手順を簡潔に示したカード形式の指示書
役割を分担し、カードに書かれた業務を順番に行うことで、**避難者の共助による避難所開設・運営**を目指すためのもの

↳ **避難所運営委員会での協議・訓練を通し、地域の実情を反映する必要がある**